［事例問題１］（５０点）

【問題】

問１　起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙１報告書（原告代表者甲野太郎の言い分）、別紙２特許登録原簿及び別紙３特許公報に基づいて、別紙４訴状の空欄１（請求の趣旨）、空欄２（被告製品の構成と作用効果）、空欄３（被告製品と本件発明の対比）、空欄４（原告の損害）の部分を起案してください。ただし、注1～注３に従ってください。

注１　空欄１（請求の趣旨）で損害賠償を求めるものとし、その請求金額は、被告製品の販売個数４万８，０００個を対象とし、遅延損害金については訴状送達の日の翌日からの請求をしてください。

注２　空欄３（被告製品と本件発明の対比）においては、主位的主張としての文言侵害と予備的主張としての均等侵害に分けて起案してください。

注３　本訴は、平成９年２月１日に提起されたものとなっていますが、現在の法令に基づいて起案してください。また、判例は現在存在するすべての判例を前提に起案してください。

注４　この問題は架空の事案であって、実際の事件ではありません。

問２　起案に関する小問

（１）空欄４（原告の損害）において損害賠償請求の請求原因として起案した内容について、一般的に損害賠償請求として採りうる手段を摘記した上で、なぜ、起案に記載した手段を選択したのか、その根拠（思考の過程）を簡潔に答えてください。

（２）本件事例に関して、本案訴訟により被告製品の差止めを求める場合と比べて、仮処分の申立てにより被告製品の差止めを求めるとした場合にどのようなメリット・デメリットがあるかを簡潔に述べてください。

以　上

別紙１

報告書（原告代表者甲野太郎の言い分）

１　私は、株式会社甲野の代表取締役です。

本日は、当社の特許権の侵害の件でご相談に参りました。

当社は、寝具類の製造販売をしています。布団やベッドとともに枕やアイマスクといった小物の製造販売もしています。

２　当社は、平成５年にアイマスクに関する発明を行い、これを特許出願したところ、平成８年３月１９日に特許登録されました（以下、「当社特許権」と言い、その発明を「当社発明」とします。）。当社特許権の内容は、公報と原簿謄本を持ってきましたので、これを見てください。当社は当社特許権の実施品である製品を平成５年４月から発売していますが、装着性のよさから市場に浸透し、現在では、関東ではやや苦戦しているものの、関西においては、この種の商品を扱う小売店には必ず置いてある程の人気商品に成長しています。また、人気商品であることから、当社では強気の価格設定（卸売価格１個１，０００円）をしており、１つあたり３００円の利益があります。

３　ところが、各社から競合商品が発売されるようになったため、平成７年末頃から当社の商品の売上が落ち始め、平成８年夏頃から落ち幅が拡大してきました。季節変動にしては落ち幅が大きいため市場を調査したところ、同年１２月に、相手方である乙町産業株式会社（〒100-0018　東京都杉並区大杉３丁目３番３号　代表取締役　乙町三郎）が、当社発明と同一の構成を有するアイマスクを「ぐっとねむーる」との商品名で販売していることが判明したのです。

そこで、平成８年１２月４日に内容証明郵便で警告書を送付しました。配達証明によれば、この警告書は平成８年１２月７日に到達していますが、相手方は販売を続けています。

その後の当社の調査で、相手方製品は、平成８年８月に発売されたものであることが判明しました。

4　「ぐっとねむーる」の構成は、当社のデザイナーに「被告製品説明書」と題する別紙書面にまとめさせました。これを参照して戴きたいと思います。「ぐっとねむーる」の構成は当社の発明と同一で、その作用効果も同じと思います。相手方は、当社の特許権の「裏面当接体」について、発明の詳細な説明の中に「この裏面当接体１は、裏面から見て全体が連続し、・・・・、すなわち裏面視略輪状で・・・」との文言があることから、「連続した輪状」のものに限られる、と主張していますが、クレームの中にこのような文言はありません。また、仮に、当社特許権の裏面当接体が「連続したもの」を意味するのだとしても、被告製品のように無意味に一部を分断しただけで侵害とならないのは納得できません。現に、当社が出願した時点で、被告製品のような構成を有するアイマスクは存在しなかったのです。なお、当社発明は、出願過程において、一度も拒絶理由の通知を受けることなく、また何ら補正することなくそのまま登録されております。

5　当社特許権について、関西にある二社に非独占的な通常実施権を設定していますが、そのロイヤルティはいずれも卸売価格の１０パーセントです。

6　取引先の問屋、量販店等からの聞き取り調査により、相手方は、発売から現在までに「ぐっとねむーる」を卸売価格１個７００円で合計４万８，０００個販売し、それにより７２０万円程の利益を挙げていると推定されます。もっとも、「ぐっとねむーる」の販売が当社の売上げ減少に影響しているとは思いますが、その程度や因果関係は不明です。また、当社製品の値下げも考えていません。なお、当社の最盛期の販売個数から考えて、平成８年夏以降で、当社には４万８，０００個の増産余力は十分ありました。

7　一刻も早く、相手の製品を差し止め、また、できるだけ多額の損害賠償を請求してください。よろしくお願いします。

以上

被 告 製 品 説 明 書

1 製品名　　ぐっとねむーる

2 図の説明

図 1　　裏面図

図 2　　表面図

図 3　　側面図

図 4　　図 1 の A-A 線における断面図

図 5　　図 1 の B-B 線における断面図

図 6　　図 1 の C-C 線における拡大断面図

3 構成の説明

(1)　本体部(5)、裏面当接体(4)及びゴム紐(d)によって構成される。

(2)　本体部(5)は、柔軟材のシートからなる。その形状は図 2 のとおりである。

この本体部(5)には、この本体部外周の直線状になっている方を上に、波形曲線を描いている方を下にして、アイマスクとして顔面に装着した場合の、両眼位置辺り(7)に、左右各 5 個、合計 10 個の小孔(6)が存在する。この左右各 5 個の小孔は、一個を中心に他の 4 個が上下左右の等距離に位置する形で存在する。

(3)　裏面当接体(4)は、弾性材からなる。その形状は、図 1 のとおりである。

裏面当接体(4)は、前記本体部(5)の裏面に裏面視横倒し略Bの字形状に設けられているが、上部中間部分は分断され、分断部分でそれぞれ半球状面 4R、4R'が相対している。本体部(5)の裏面外縁部(5A)と裏面当接体(4)の外縁部(4A)は接合している。裏面当接体(4)の内縁部(4B)は、本体部(5)とは接合していない。

(4)　ゴム紐(d)は、伸縮性素材からなる。ゴム紐(d)は、本体部(5)の左右の両端に各一本合計 2 本あり、本体部(5)の両端に位置する左右各 2 個の孔(k)を通り、紐の両端は結ばれ(l)、輪をなしている。

この紐の結び目のところには、貫通する一個の孔を有する玉(m)が、その孔に紐を通された形で左右各一個合計 2 個存在する。

4 符号の説明

4	裏面当接体
4A	裏面当接体の外縁部
4B	裏面当接体の内縁部
4a	裏面当接体外皮
4b	裏面当接体弾性部材
5	本体部
5A	本体部の裏面外縁部
6	小孔
7	両眼位置辺り
8	アイマスクの裏面
d	ゴム紐
k	本体部の両端に位置する孔
l	紐の両端
m	孔を有する玉

図1

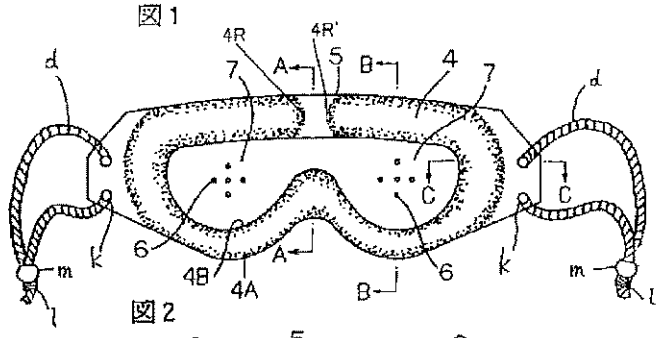

図2

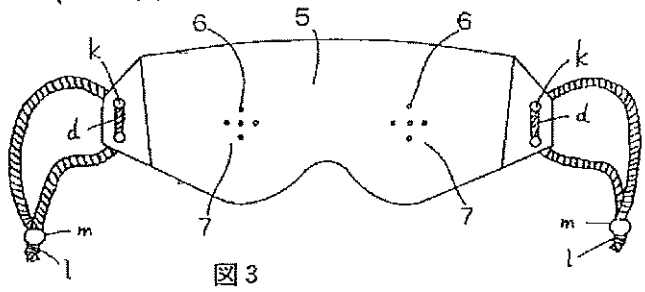

図3

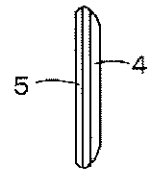

図4

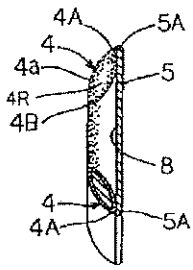

図5

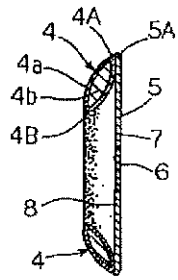

図6

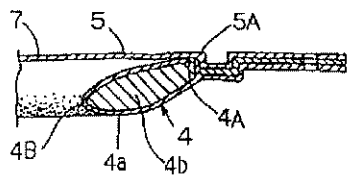

特

特許第１２３４５６７号

表示部

表示番号（付記）	登録事項			
1番	出願年月日	平成 5年 2月15日	出願番号	０５－９９９９９９
	査定年月日	平成 7年11月21日	請求項の数	1
	発明の名称	アイマスク		
			登録年月日	平成 8年 3月 １９日

特許料記録部

登録料							
1年分	金額 15800円	納付日	平成 7年12月 7日	2年分	金額 15800円	納付日	平成 7年12月 7日
3年分	金額 15800円	納付日	平成 7年12月 7日				

甲区

順位番号（付記）	登録事項
1番	大阪市中央区銀座1丁目1番1号 株式会社甲野 登録年月日 平成 8年 3月19日

（以下余白）

平成 9年 1月 8日

別紙３

(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12)特　許　公　報（Ｂ２）　(11)特許番号

第1234567号

(45)発行日　平成８年(1996)５月８日　(24)登録日　平成８年(1996)３月19日

(51) Int.Cl.[6]		識別記号	庁内整理番号	FI	技術表示箇所
A61F	9/04	315	8119-4C		
		340	8119-4C		

請求項の数１（全　３　頁）

(21)出願番号　特願平５－999999

(22)出願日　平成５年(1993)２月15日

(65)公開番号　特開平６－999999

(43)公開日　平成６年(1994)８月30日

(73)特許権者　999999999
株式会社甲野
大阪市中央区銀座１丁目１番１号

(72)発明者　南川　雄
大阪市中央区銀座２丁目２番２号

審査官　和田　志郎

(54)【発明の名称】アイマスク

1

【特許請求の範囲】

【請求項１】複数の小孔（３）からなる眼部（30）を有し柔軟材のシートからなる本体部（２）と、前記本体部（２）の裏面（Ｙ）に設けられ弾性材からなる略輪状の裏面当接体（１）とを備え、前記裏面当接体（１）の外縁部（1A）は前記本体部（２）の裏面外縁部（2A）に設けられ、前記裏面当接体（１）の内縁は前記本体部（２）とは非接続の自由縁部（1B）を構成していることを特徴とするアイマスク。

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【産業上の利用分野】　本発明はアイマスクに関し、特に、顔面に当接する裏面当接体の内縁を自由縁部とし、顔面との接合性及び追随性を向上さ

2

せるための新規な改良に関する。

【０００２】

【従来の技術】従来、用いられていたこの新規のアイマスクは、一般に、図４に示すように、裏面当接体１は本体部２に対してその全面が固定され、例えば、成形によって一体に構成されていた。

【０００３】

【発明が解決しようとする課題】従来のアイマスクは、以上のように構成されていたため、次のような課題が存在していた。すなわち、裏面当接体１の当接面全体が本体部２に一体接続されていたため、アイマスクとして顔面に装着した場合、この裏面当接体の柔軟性はその弾性のみであるため、種々形状の異なる人の顔面に追随することは極めて難しく、人によっては長時間アイマスクを装着すると、裏面当

接体によって顔面が痛みを感じることもあり、例えば、海外旅行の機内において長時間使用することは困難な場合もあった。

【０００４】本発明は、以上のような課題を解決するためになされたもので、特に、顔面に当接する裏面当接体の内縁を自由縁部とし、顔面との接合性及び追随性を向上させるようにしたアイマスクを提供することを目的とする。

【０００５】

【課題を解決するための手段】本発明によるアイマスクは、複数の小孔からなる眼部を有し柔軟材のシートからなる本体部と、前記本体部の裏面に設けられ弾性材からなる裏面当接体とを備え、この裏面当接体は、略輪状をなし、その外縁部は本体部の裏面外縁部に設けられ、裏面当接体の内縁は本体部とは非接続の自由縁部をなす構成である。

【０００６】

【作用】本発明によるアイマスクにおいては、本体部に設けられた裏面当接体の外縁部のみが本体部に結合して設けられ、その内縁は本体部とは結合せずに自由縁部となって本体部から浮いているため、アイマスクを顔面に装着した場合、顔面の凹凸に応じてフィットしやすく、顔面への弾性力が従来よりも大きくなり、長時間の使用においても疲れないアイマスクを得ることができる。

【０００７】

【実施例】 以下、図面と共に本発明によるアイマスクの好適な実施例について詳細に説明する。なお、従来例と同一又は同等部分には同一符号を付して説明する。図１から図３において符号１で示されるものは全体が柔軟性のシートよりなり複数の小孔３からなる一対の眼部30(片方のみの場合もある）を有する本体部２に設けられた裏面当接体であり、この裏面当接体１は、裏面から見て全体が連続し、上部は直線状で下部は波形状の、すなわち裏面視略輪状で断面袋状に形成された弾性材からなる外皮 1a と、この外皮 1a 内に設けられた弾性部材 1b とから構成されている。なお、眼部 30 は外を見るためのものである。

【０００８】前記裏面当接体 1 の外縁部 1A は本体部 2 の裏面外縁部 2A に接着又は一体成形あるいは熱圧着等の何れかによって一体状に設けられており、この裏面当接体 1 の内縁は前記本体部 2 とは非接続の自由縁部 1B を構成している。

【０００９】従って、この自由縁部 1B は本体部 2 とは離間して浮いた状態に構成され、従来のように本体部 2 に固定された構成と比較すると、その顔面 10 への装着時における弾性力は大幅に向上

し、顔面 10 に対するフイット性、接合性、追随性が大きく向上する。なお、この裏面当接体 1 と本体部 2 との接続は、一体成形、二体による接着、熱圧着等による一体状構成の何れの手段でも可能である。

【００１０】また、この本体部 2 の両端には一対ずつ貫通孔 21 が形成され、この貫通孔 21 に設けられた取付ひも（図示せず）により本体部 2 を顔面 10 に装着し、その中央に形成された凹部 22 に鼻が接触する構成である。

【００１１】従って、前述の構成によるアイマスクを顔面 10 に装着すると、この裏面当接体 1 の弾性力が従来構成よりも大幅に向上しているため、顔面 10 へのフィット性、接合性、追随性に秀れ、従来とは比較できないほど、長時間使用が可能となった。なお、図 2、3 中、符号 X はアイマスクの表面、Y はその裏面を示す。

【００１２】

【発明の効果】本発明によるアイマスクは、以上のように構成されているため、従来よりも裏面当接体の弾性力が大幅に向上し、顔面へのフィット性、追随性が良好となり、長時間の使用においても何らの疲れもなく使用できるものである。

【 図面の簡単な説明 】

【 図１ 】（イ）は本発明によるアイマスクの裏面を示す裏面図であり、（ロ）はその表面図である。

【 図２ 】 図１ のＡ － Ａ 線による拡大断面図である。

【 図３ 】 図１ のＢ － Ｂ 線による拡大断面図である。

【 図４ 】 従来のアイマスクの要部を示す断面図である。

【 符号の説明 】

1　裏面当接体
1A　外縁部
1B　自由縁部
2　本体部
Y　裏面
3　小孔
30　眼部

【図１】

（イ）

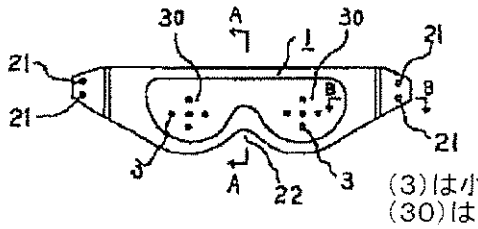

（3）は小孔
（30）は眼部

（ロ）

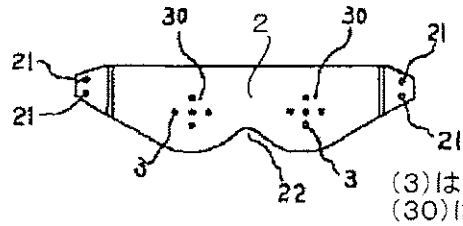

（3）は小孔
（30）は眼部

【図２】

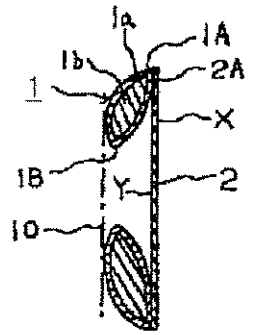

（1）は裏面当接体
（1A）は外縁部
（1B）は自由縁部
（2）は本体部
（Y）は裏面

（A－A拡大断面図）

【図３】

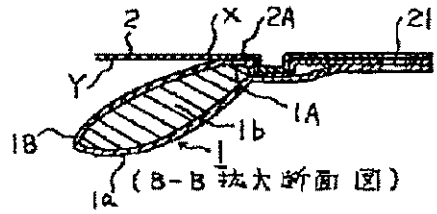

（B-B 拡大断面 図）

【図４】

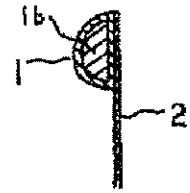

別紙４

（印紙）

訴　　状

平成９年２月１日

東京地方裁判所　民事部　御中

原告訴訟代理人

弁　護　士　　甲　村　花　子　㊞

弁　理　士　　甲　山　次　郎　㊞

〒５４１－０００１　大阪市中央区銀座１丁目１番１号

原　　告　　株式会社甲野

上記代表者代表取締役　　甲　野　太　郎

〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関１丁目１番３号

甲村法律事務所　（送達場所）

電　　話　０３－３５８１－○○○○

ファックス　０３－３５８１－○○○○

原告訴訟代理人弁護士　　甲　村　花　子

〒１００－００１３　東京都千代田区霞が関３丁目４番２号

甲山特許事務所

電　　話　０３－３５８１－○○○○

ファックス　０３－３５８１－○○○○

原告訴訟代理人弁理士　　甲　山　次　郎

◇M1(099—11)
平成18年度特定侵害訴訟代理業務試験問題　事例問題1

〒１００－００１８　東京都杉並区大杉３丁目３番３号

被　　告　乙町産業株式会社

上記代表者代表取締役　乙　町　三　郎

特許権侵害差止等請求事件

請　求　の　趣　旨

１　被告は，別紙物件目録記載のアイマスクを販売し，販売の申出をしてはならない

２　被告は，別紙物件目録記載のアイマスクを廃棄せよ

〔空欄１〕

４　訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請　求　の　原　因

第１　原告の特許権

１　原告は，次の特許権（以下，「本件特許権」といい，その発明を「本件発明」という。）を有している（甲第１，第２号証）。

特許番号　第１２３４５６７号

発明の名称　アイマスク

出願年月日　平成５年２月15日

公開年月日　平成６年８月30日

登録年月日　平成８年３月19日

特許請求の範囲

「複数の小孔(3)からなる眼部(30)を有し柔軟材のシートからなる本体部(2)と，前記本体部(2)の裏面(Y)に設けられた弾性材からなる略輪状の裏面当接体(1)とを備え，前記裏面当接体(1)の外縁部(1A)は前記本体部(2)の裏面外縁部(2A)に設けられ，前記裏面当接体(1)の内縁は前記本体部(2)とは非接続の自由縁部(1B)を構成していることを特徴とするアイマスク」

2　本件発明の構成要件を分説すると，以下のとおりである。

A　複数の小孔からなる眼部を有し柔軟材のシートからなる本体部と

B　前記本体部の裏面に設けられた弾性材からなる略輪状の裏面当接体とを備え

C　前記裏面当接体の外縁部は前記本体部の裏面外縁部に設けられ

D　前記裏面当接体の内縁は前記本体部とは非接続の自由縁部を構成している

E　ことを特徴とするアイマスク

3　本件発明の作用効果は以下のとおりである。

本発明によるアイマスクは，上記のように構成されているため，従来よりも裏面当接体の弾性力が大幅に向上し，顔面へのフィット性，追随性が良好となり，長時間の使用においてもなんらの疲れもなく使用できる。

第２　被告の行為

被告は，平成８年８月１日以降，別紙物件目録記載の商品名を「ぐっとねむーる」とするアイマスク（以下，「被告製品」という。）を，業として販売し，販売の申出をしている。

第３　被告製品の構成と作用効果

〔空欄２〕

第４　被告製品と本件発明の対比

〔空欄３〕

１　文言侵害（主位的主張）

２　均等侵害（予備的主張）

第５　原告の損害

〔空欄４〕

第６　結語

よって，原告は，被告に対し，本件特許権に基づき，請求の趣旨記載の各行為の差止めと金員の支払を求め，本訴を提起する。

証　拠　方　法

１　甲第１号証　　特許登録原簿謄本

２　甲第２号証　　特許公報

附　属　書　類

１　訴状副本　　１通

２　甲号証各写し　　各１通

３　資格証明書　　２通

４　訴訟委任状　　各１通

物　件　目　録

被告製品；商品名を「ぐっとねむーる」とするアイマスク